

○高取町立幼稚園における保育料に関する条例

平成27年3月13日

条例第9号

高取町立幼稚園における保育料等に関する条例（平成12年3月高取町条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第27条第3項第2号に規定する町が定める町立幼稚園の保育料（以下「保育料」という。）

に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料）

第2条 町立幼稚園を利用する法第20条の規定による支給認定を受けた満3歳以上の小学校就学前子ども（以下「支給認定こども」という。）の保育料の額は、別表第1に定める金額とする。

2 保育料は、出席日数にかかわらず定額を徴収する。

（保育料の額の決定等）

第3条 高取町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保育料の額を決定し、又は変更したときは、速やかに、当該支給認定子どもの保護者又は扶養義務者に対してその旨を通知するものとする。

（保育料の納付及び期日）

第4条 保育料の納付期限は、毎月13日とし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日以後で最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 既納の保育料は、還付しない。

（保育料の減免）

第5条 教育委員会は、支給認定子どもの保護者又は扶養義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により、その者に対する保育料の減免を受けることができる。

(1) 天災その他災害により家屋等について甚大な被害を受けた者

(2) 病気等により著しく生活が困難である者

2 前項の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（別記様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年度の保育料は、第2条第1項の規定にかかわらず、別表第2により算定した額とする。

別表第1（第2条関係）

階層	世帯の階層区分	保育料の月額(1人につき)
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	3,000円
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	8,000円
第4階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	10,000円
第5階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	12,000円

備考

1 小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

2 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の市町村民税額をもとに、9月から翌3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の市町村民税額をもとに決定するものとする。

別表第2（附則第2項関係）

階層	世帯の階層区分	保育料の月額(1人につき)
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	3,000円
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	5,000円

第4階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	5,000円
第5階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	5,000円

備考

- 1 小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては前年度分の市町村民税額をもとに、9月から翌3月までの月分の保育料の額にあっては当該年度分の市町村民税額をもとに決定するものとする。

別記様式（第5条関係）

保 育 料 減 免 申 請 書	
年 月 日	
様	
保護者	
住 所	
氏 名	印
<p>高取町立幼稚園における保育料に関する条例第5条の規定により下記のとおり保育料の減免を申請します。</p>	
記	
園児名	
幼稚園名	
減免を受けようとする期間	
保 育 料 の 額	
減免を受けようとする理由	

別記様式（第5条関係）